

施設ご利用のみなさまへ

施設をより安全にご利用いただくために

平素より、三重県総合文化センターをご利用いただきありがとうございます。

三重県総合文化センター（以下、センターという。）では、すべての施設利用時における関連法令の順守と安全作業の徹底に努めさせていただいております。中でも舞台空間での作業は多様化・複雑化してきており、劇場は、創造性豊かな表現空間であると同時に、大変な危険を伴う仮設作業空間であると認識しております。

関係する政令・省令等が一部改正されたことを受け、センター側の安全配慮義務の観点から、新たに以下の安全措置基準を設けることといたしました。

現 行

設営および撤去作業時のヘルメット着用と高所（床上2m以上）作業時の安全帯着用

改正後

設営および撤去時のヘルメット着用と高所(床上2m以上)作業時のフルハーネス型墜落制止用器具(※)着用 なお当該作業者は安全衛生特別教育修了者であること

(※)新規格適合品の使用義務は 2022（令和3）年1月2日からとなっております。また、作業環境等によりフルハーネス型の使用が不適当な場合は、胴ベルト型を使用することとします。

また、センター保有のヘルメット、ハーネス等については、労務災害発生時の争点の一つとなる「事業者の講ずべき措置等」の範囲に抵触するという観点から、貸出は控えさせていただくこととなりますので、必要数のご手配をお願いします。作業者の安全確保のためのヘルメット、ハーネス等の手配は、事業者(主催者・設営業者)側の義務として関係法令に明示されております。

私たちは、安全意識の高い施設運営を通じて、安心してご利用いただける「質の高い芸術表現空間」づくりに努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



施設利用サービスセンター長 伊藤 一公

(指定管理者：公益財団法人三重県文化振興事業団)

関係法令をご確認の上、関係者のみなさまへご周知くださいますようお願いいたします

労働安全衛生法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

2 労働者 労働基準法第9号に規定する労働者をいう。

3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

第4条 労働者は、労働災害を防止するための必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

労働安全衛生規則

(安全装置等の有効保持)

第28条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等(以下、「安全装置等」という。)が有効な状態で使用されるようそれらの点検および整備を行わなければならない。

(特別教育を必要とする業務)

第36条 法第59条3項の厚生労働省で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

(略)

39 足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務

(略)

41 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

(墜落等による危険の防止)

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く)

で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。